

【名称】 保有個人情報の安全管理措置に関する規則**【1 目的】**

この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、市の機関の保有する個人情報について、安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を適切に講ずるため、必要な事項を定めることを目的とする旨を規定します。

【2 定義】

この規則による用語の意義は、法及び情報セキュリティ規則において使用する用語の例によることを規定します。

【3 適用範囲】

- ・この規則は、市の機関及び市の機関が所管する保有個人情報に適用することを規定します。
- ・前項の保有個人情報が情報資産に当たる場合の情報セキュリティに係る措置は、情報セキュリティポリシーの例による旨規定します。

【4 個人情報総括保護管理者】

- ・個人情報等に関する総合的な管理を図るため、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、総務部長をもって充てることを規定します。
- ・総括保護管理者は、市の機関の長を補佐し、市の機関における保有個人情報の管理に関する事務を総括する旨規定します。
- ・総括保護管理者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たることを規定します。

【5 個人情報保護管理者】

- ・安全管理措置を実施するため、保有個人情報を取り扱う各課等に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置くことを規定します。
- ・保護管理者は、各課等における個人情報等を適切に管理する任に当たることを規定します。

【6 個人情報安全管理委員会】

- ・総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる者を構成員とする個人情報安全管理委員会（※庁内組織）を設け、随時に開催することと規定します。

(1) 総括保護管理者

(2) 保護管理者

- ・総括保護管理者は、前項の委員会の開催に当たり、必要があると認めるときは、関係する者の出席を求めることができる旨規定します。

【7 職員の責務】

- ・保有個人情報の取扱いに従事する職員（以下単に「職員」という。）は、法及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に則り、保有個人情報の取扱いに当たっては、関連する法令及び規則等の定めを遵守しなければならない旨規定します。
- ・職員は、総括保護管理者、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない旨規定します。

【8 教育研修】

- ・総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うことを規定します。
- ・総括保護管理者は、保護管理者及び職員に対し、課等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施することを規定します。

【9 安全管理の措置】

- ・市の機関は、保有個人情報を安全かつ適切に管理するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める安全管理措置を講ずるものと規定します。
- (1) 保有個人情報の適正な管理及び取扱いに係る措置
 - (2) 保有個人情報の利用及び提供に係る措置
 - (3) 保有個人情報を取り扱う事務又は事業の委託に係る措置

【10 漏えい等事案の報告、公表】

- ・保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに総括保護管理者の定める必要な措置（※別途要綱として規定）を講じなければならないことを規定します。

【11 措置の実施に係る基準の策定】

- ・この規則で定めた措置等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める取扱基準を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり策定することと規定します。

（1）保有個人情報安全管理措置取扱基準

安全管理措置を適切に講ずるため、具体的に必要な事項を定めるもの

（2）個人情報取扱事務委託基準

個人情報の取扱いを伴う事務または事業を委託しようとする場合に、受託者に対して個人情報の保護に関し措置すべき具体的に必要な事項を定めるもの

【12 監査】

- ・保有個人情報の適切な管理を検証するため、本規則及び各規準に規定する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を実施する旨規定します。

【13 点検】

- ・保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告することを規定します。

【14 評価及び見直し】

- ・総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる旨規定します。

【15 その他の事項】

- ・この規則に定めるもののほか、個人情報等の適切な管理のための措置に関し必要な事項は、総務部長が別に定めるものと規定します。